

## 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>第5 重加算税の計算 (不正に繰戻し還付を受けた場合の重加対象税額の計算)</p> <p>2 地方法人税法第23条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》の規定による還付を受けた場合において、同項に規定する「同法第80条第7項の規定による還付金の額」のうち、不正に繰戻し還付を受けたことにより法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額があるときの地方法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額は、当該法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額に<u>100分の10.3</u>を乗じて計算した金額(当該金額が地方法人税法第23条第1項に規定する確定地方法人税額を超える場合には、当該確定地方法人税額)による。</p> <p>(注) 不正に繰戻し還付を受けたことにより法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額の計算については、法人税重加指針の第3の3及び連結法人税重加指針の第3の3による。</p>	<p>第5 重加算税の計算 (不正に繰戻し還付を受けた場合の重加対象税額の計算)</p> <p>2 地方法人税法第23条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》の規定による還付を受けた場合において、同項に規定する「同法第80条第7項の規定による還付金の額」のうち、不正に繰戻し還付を受けたことにより法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額があるときの地方法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額は、当該法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額に<u>100分の4.4</u>を乗じて計算した金額(当該金額が地方法人税法第23条第1項に規定する確定地方法人税額を超える場合には、当該確定地方法人税額)による。</p> <p>(注) 不正に繰戻し還付を受けたことにより法人税に係る重加算税の計算の基礎となる税額の計算については、法人税重加指針の第3の3及び連結法人税重加指針の第3の3による。</p>